

# 産業遺産学会個人情報保護規定

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規定は産業遺産学会（以下「当会」という。）の個人情報の取扱いに関する基本的事項に関する事、個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにすることその他の個人情報の適正な取扱いの確保に必要事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規定において「個人情報」とは生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

- 2 この規定において「保有個人情報」とは、当会の理事が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当会の理事が組織的に利用するものとして、当会が保有しているものをいう。ただし、対象文書に記録されているものに限る。
- 3 この規定において「個人情報ファイル（個人情報データベース等）」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を、電子計算機を用いて検索することができる又は氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 4 この規定において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### (責 務)

第3条 当会はこの規定の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- 2 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止等の請求をしようとする者は、この規定の目的に即し、適正な請求を行うよう努めなければならない。

### (個人情報の保護に関する基本方針)

第4条 当会における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む個人情報の保護に関する基本方針（以下、「個人情報保護方針」という。）を定める。

- (1) 個人情報に関する法令を遵守するとともに、当会の事業内容に照らし適切に個人情報を取扱う旨の宣言文
- (2) 「個人情報の保護に関する法律」により「公表」すること、「容易に知り得る状態」にすること、または「本人の知り得る状態」に置くことを義務付けられている下記各号に関する事項
  - ①個人情報の利用目的
  - ②個人情報の第三者への提供
  - ③個人情報の安全管理
  - ④個人情報の開示、訂正、利用停止、消去に関する事項
  - ⑤個人情報保護のための当会内での研修・教育に関する事項
  - ⑥問合せ窓口に関する事項、
2. 個人情報保護方針は理事に周知せしめるとともに、対外的に公表する等の措置を講じるものとする。
3. 個人情報保護方針は対外的にはプライバシーポリシーと称することができる。

## 第2章 管理体制

(個人情報管理責任者)

第5条 当会は、個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有す個人情報管理責任者を設置する。

- ①個人情報管理責任者は理事長を任命する
  - ②個人情報管理責任者の任期は理事会決議によりその任命を解かれるまでとする
- 2 個人情報管理責任者は、下記各号その他当会における個人情報管理に関する全ての職責と権限を有する。
- ①本規定第4条に基づく個人情報保護方針の策定及び理事会への上程、理事への周知、一般への公表
  - ②本規定に基づき個人情報の取扱いを管理する上で必要とされる細則の承認
  - ③個人情報に関する安全対策の策定・推進
  - ④個人情報の適正な取扱いの維持・推進を目的とした諸施策の策定・実施
  - ⑤事故発生時の対応策の策定・実施

## 第3章 個人情報の取扱い

(取得に関する制限)

第6条 当会は、個人情報を取得するときは個人情報を利用する目的をできる限り特定し、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、取得するものとする。

- 2 当会は、個人情報を取得するときは本人から取得するものとする。ただし、次に掲げるものを除く。
- ・法令に定めがあるとき
  - ・本人の同意があるとき
  - ・人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
  - ・出版、報道等により公にされているとき
  - ・所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠くこと等の事由により、本人から取得することが困難なとき
  - ・争訟、選考、指導、相談等に係る事務に関し本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から取得したのでは事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるとき
  - ・国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人から取得することが事務の遂行上やむを得ないと認められる場合又は第11項第2号のいずれかに該当する利用若しくは提供により取得する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- 3 当会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、取得してはならないものとする。ただし、法令に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が必要かつ欠くことのできない場合はこの限りでない。

(個人情報の保有の制限等)

第7条 当会は前項第1号の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないものとする。

- 2 当会は利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

(利用目的の明示)

第8条 当会は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、当会、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

（正確性の確保）

第9条 当会は利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

（安全確保の措置）

第10条 当会は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

- 2 前号の規定は、当会から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第11条 個人情報の取扱いに従事する当会の理事若しくは理事であった者又は前項第2号に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者はその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとする。

（従事者の監督）

第12条 当会は従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

（利用及び提供の制限）

第13条 当会は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないものとする

- 2 前号の規定にかかわらず、当会は、次に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき認められるときは、この限りでない
  - ①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
  - ②当会が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
  - ③国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
  - ④人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
  - ⑤出版、報道等により公にされているとき
  - ⑥前に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を

- 提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき
- 3 前号の規定は保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない
  - 4 当会は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための当会の内部における利用を特定の部局に限るものとする。
  - 5 当会は第2号本文の規定にかかわらず、事務の遂行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講ぜられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による当会以外のものへの保有個人情報の提供をしてはならないものとする。

#### 第4章 個人情報ファイル

(保請個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 当会は、前条第2項(①及び②を除く。)のいずれかの規定に基づき、保有個人情報を提供する場合は、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する届出)

第15条 当会が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、個人情報管理責任者に対し、次に掲げる事項の承認を受けるものとする。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- ①個人情報ファイルの名称
  - ②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - ③個人情報ファイルの利用目的
  - ④個人情報ファイルに記録される項目(以下この章において「記録項目」という)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限り)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この章において「記録範囲」という)
  - ⑤個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この章において「記録情報」という)の収集方法
  - ⑥記録情報を当該団体以外のものに経常的に提供する場合には、その提供
  - ⑦次項第2号の規定に基づき、記録項目の一部若しくは⑤若しくは⑥に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
  - ⑧第29条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に該当するときは、その旨
  - ⑨その他個人情報管理責任者が定める事項
- 2 前号の規定は次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しないものとする。
- ①犯罪の捜査又は租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
  - ②当会の理事又は理事であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当会が行う会員募集の個人情報ファイルを含む。)
  - ③専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
  - ④前号の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの

- ⑤ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
  - ⑥資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
  - ⑦理事が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
  - ⑧②から⑦までに掲げる個人情報ファイルに準ずる個人情報ファイル
- 3 当会は、第1号に規定する事項の承認を受けた個人情報ファイルについて、当会がその保有をやめたときは、個人情報管理責任者にその旨の承認を受けるものとする。

(個人情報ファイル簿の作成)

- 第16条 個人情報管理責任者は前条第1項の規定に基づき承認を受けた個人情報ファイル(同条項第3項の規定により承認を受けたものを除く。)について、それぞれ前条第1項①から⑥まで及び⑧に掲げる事項その他個人情報管理責任者が定める事項を記載した帳簿(次号において「個人情報ファイル簿」という。)を作成するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、団体は、記録項目の一部若しくは前項第1号⑤若しくは⑥に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

## 第5章 開示、訂正及び利用停止

(開示申出権)

- 第17条 何人も、この規定の定めるところにより、当会に対し、当会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を申出ることができる
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した代理人は、本人に代わって前号の規定による開示の申出(以下「開示申出」という。)をすることができる。ただし、次のいずれかに該当するときは除く。
- ①本人が反対の意思を表示したとき
  - ②開示申出により本人の権利及び利益を明らかに害すると認められるとき

(開示申出の手續)

- 第18条 開示申出は次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当会に提出してしなければならない。なお、開示申出は産業遺産学会事務局(株式会社 共立)(以下「事務局」という)を経由して行うことができる。
- ①開示申出をする者の氏名及び住所又は居所
  - ②開示申出に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
  - ③前①、②に掲げるもののほか、理事長が定める事項
- 2 前項の場合において、開示申出をする者は開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 当会は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、当会は開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めるものとする。

(保有個人情報の開示)

- 第19条 当会は、開示申出があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲

げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

（１）開示申出者の個人情報

開示申出者（第１７条第２項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した代理人が本人に代わって開示申出をする場合にあっては、当該本人をいう）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（２）開示申出者以外の個人情報

開示申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

（３）法人・企業情報

当会を除く法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く以下「法人等」という）に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く

（４）任意提供情報

個人又は法人等が、当会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く

（５）犯罪等予防情報

開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（６）意思形成過程情報

国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（７）事業執行過程情報

国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理に係る事務その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（８）法令秘情報

法令の定めるところにより又は当会が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、開示することができない情報

（部分開示）

第２０条 当会は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示申出に係る保有個人情報に前条第2項の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは当該部分を除いた部分は同号の情報に含まれないものとみなして、前号の規定を適用する。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第21条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当会は当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（開示申出に対する措置）

第22条 当会は開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関する事項を書面により通知するものとする。ただし、第6項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 当会は開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前項第1号の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする
- 3 当会は、前2項の規定により開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、当該各号に規定する書面によりその理由を示すものとする。
- 4 第1号又は第2項の規定により開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定（前項第1項の規定により開示申出を拒否するとき及び当該保有個人情報を保有していないときの決定を除く。）をした場合において、当該保有個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、当会はその旨を当該各号に規定する書面に付記するものとする。

（開示決定等の期限等）

第23条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から起算して概ね1 5日以内にするものとする。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない

- 2 前項の規定にかかわらず、当会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同号に規定する期間を概ね4 5日程延長することができる。

（開示決定等の期限の特例等）

第24条 開示申出に係る保有個人情報が著しく大量であるため、そのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当会は、開示申出に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、当会は、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- ・この項の規定を適用する旨及びその理由
- ・残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第25条 開示申出に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外のもの（以下この項において「第三者」という。）に関する情

報が含まれているときは、当会は開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他理事長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 当会は、前号の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

#### (開示の実施)

第26条 保有個人情報の開示は当該保有個人情報文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行うものとする。

- 2 閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、当会は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第21条の規定により保有個人情報の一部について開示を行うときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示決定をした当会对し、その求める開示の実施の方法その他個人情報管理責任者が定める事項を申し出なければならない
- 4 前号の規定による申出は、第23条第1項に規定する通知があつた日から起算して概ね30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

#### (他の法令による開示の実施との調整)

第27条 当会は、他の法令の規定により、開示申出者に対し開示申出に係る保有個人情報が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には同号の規定にかかわらず、当該保有個人情報については当該同一の方法による開示を行わないものとする。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前号の規定を適用する。

#### (費用の負担)

第28条 前条第1項の規定により写しの交付を受ける者は当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない

- 2 個人情報管理責任者は、特別の理由があると認めるときは前項の費用を徴収しないことができる。

#### (訂正申出権)

第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この規定の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する当会对し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む以下同じ)を申出ることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- ①開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - ②開示決定に係る保有個人情報であつて、第27条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意後見人は、本人に代わつて前号の規定による訂正の申出(以下「訂正申出」という)をすることができる。ただし、



任意後見人にあつては、当該訂正申出が任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であるものと認められ、かつ、本人が申し出ることができないやむを得ない事由がある場合に限りすることができる。

3 訂正申出は保有個人情報の開示を受けた日から概ね90日以内にしなければならない。

(訂正申出の手続)

第30条 訂正申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正申出書」という）を当会に提出しなければならない。

- ①訂正申出をする者の氏名及び住所又は居所
  - ②訂正申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - ③訂正申出の趣旨及び理由
  - ④前①から③に掲げるもののほか、個人情報管理責任者が定める事項
- 2 前号の場合において、訂正申出をする者は訂正申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正申出にあつては、訂正申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は任意後見人であること）を示す書類（任意後見人にあつては、当該訂正申出が任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であり、かつ、本人が申し出ることができないやむを得ない事由があることを示す書類を含む）を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 当会は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第31条 当会は訂正申出があつた場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をするものとする。

(訂正申出に対する措置)

第32条 当会は訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- 2 当会は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときはその旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 当会は、前2項の規定により訂正申出に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正しないときは、訂正申出者に対し、前2項に規定する書面によりその理由を示すものとする。

(訂正決定等の期限等)

第33条 前条第1項又は第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から起算して概ね30日以内にするものとする。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同号に規定する期間を概ね30日程度、延長することができる。

(訂正決定等の期限の特例等)

第34条 当会は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りるものとする。この場合、次に掲げる事項を通知するものとする。

- ①この項の規定を適用する旨及びその理由
- ②訂正決定等をする期限

- 2 訂正申出者は前項の規定による通知があった場合において、前号②に規定する期限を経過した日以後なお実施機関が訂正請求に係る保有個人情報の訂正決定等をしないときは当該訂正決定等がされていない保有個人情報の訂正をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(保有個人情報提供先への通知)

第35条 当会は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止申出権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規定の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する当会对し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- ①第4条の規定に違反して取得されているとき、第5条第1項の規定に違反して保有されているとき又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- ②第13条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意後見人は本人に代わって前項の規定による利用停止の申出（以下「利用停止申出」という。）をすることができる。ただし、任意後見人にあるときは、当該利用停止申出が任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であるものと認められ、かつ、本人が申し出ることができないやむを得ない事由がある場合に限りすることができる。
- 3 利用停止申出は保有個人情報の開示を受けた日から概ね90日以内に行わなければならない。

(利用停止申出の手續)

第37条 利用停止申出は次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止申出書」という。）を当会に提出しなければならない。

- ①利用停止申出をする者の氏名及び住所又は居所
- ②利用停止申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- ③利用停止申出の趣旨及び理由
- ④ 前①から③に掲げるもののほか個人情報管理責任者が定める事項
- 2 前号の場合において、利用停止申出をする者は利用停止申出に係る保有個人情報の本人であること（前項第2号の規定による利用停止申出にあつては、利用停止申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は任意後見人であること）を示す書類（任意後見人にあるときは、当該利用停止申出が任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であり、かつ、本人が申し出ることができないやむを得ない事由があることを示す書類を含む。）を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 当会は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者（以下「利用停止申出者」という）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報利用停止義務)

第38条 当会は利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、当会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該

利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止申出に対する措置)

第39条 当会は、利用停止申出求に係る保有個人情報の利用停止をするときはその旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 当会は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときはその旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 当会は前2項の規定により利用停止申出に係る保有個人情報の全部又は一部を利用停止しないときは、利用停止申出者に対し、当該各号に規定する書面によりその理由を示すものとする。

(利用停止決定等の期限等)

第40条 前条第1項又は第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止申出があった日から起算して概ね30日以内にするものとする。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、当会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは同号に規定する期間を概ね30日程度、延長することができる。

(利用停止決定等の期限の特例等)

第41条 当会は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りるものとする。この場合、次に掲げる事項を通知するものとする。

①この項の規定を適用する旨及びその理由

②利用停止決定等をする期限

## 第6章 雑 則

(適用除外)

第42条 この規定は次に掲げる個人情報については適用しない

- ・統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計に係る個人情報
- ・統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報
- ・統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)に係る個人情報

2 第4章の規定は刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る)については、適用しない。

3 保有個人情報(情報公開要領第5項に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるため、その中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章の規定の適用については、当会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第43条 当会は、開示申出、訂正申出又は利用停止申出(以下この条において「開示申出

等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示申出等を行うことができるよう、当会が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示申出等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする

(苦情の処理)

第44条 当会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(所管官庁への報告)

第45条 個人情報管理責任者は個人データの漏洩の事実または漏洩のおそれを把握した場合には直ちに所管官庁に報告しなければならない。

(罰則)

第46条 当会は、本規定に違反した会員に対して産業遺産学会規約に基づき処分を行い、その他の従業者としては契約または法令に照らして決定する。

(改廃)

第47条 本規定の改廃は理事会において行うものとする。

付 則

本規定は「産業遺産学会規約」が成立した日より施行する。

2022年7月20日制定。